明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令（三五）　三

○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（三六）　四

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三七）　七

〔府　令〕

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五）　七

〔省　令〕

○介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一七）　八

○医療法施行規則の一部を改正する省令（**同**一八）　八

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**一）　八

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第二項第五号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**二）　八

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**一八）　九

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定への締約国の追加に関する件（**外務**九五）　九

○ニジェール共和国における第二次コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**九六）　九

○キルギス共和国における電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**九七）　一〇

○キルギス共和国における学校安全プログラム支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**九八）　一〇

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一九〇～一九六）　一〇

〔国会事項〕

内閣　一二

〔人事異動〕

内閣　一二

〔皇室事項〕

法務　一二

〔官庁報告〕

再審による無罪判決の公示（大阪地方裁判所）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、製造たばこ小売定価、無縁墳墓等改葬、子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第三五号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　平成二八年熊本地震による災害に係る雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を平成二九年一〇月一三日まで延長することとした。（第二条関係）

3　平成二八年八月一六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三〇年三月二二日まで延長することとした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三六号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　介護保険法（以下「法」という。）第一二二条の二第二項の規定による交付金として、介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金を設け、災害その他特別の事情がある市町村に対して交付することとした。（第一条の三第二項及び第四項関係）

2　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額は、法第一二二条の二第三項に規定する交付金の総額から各市町村に対して介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金として交付すべき額の合計額を控除して得た額とすることとした。（第一条の三第五項関係）